

中国四国 J-クレジット制度オンライン勉強会（令和 7 年 12 月 15 日）**J-クレジット制度の概要 議事概要****中国四国農政局 生産部環境・技術課****〇みどりの食料システム戦略と J-クレジット制度概要（2～8 ページ）**

農林水産省は、カーボンニュートラルの実現に向けて「みどりの食料システム戦略」を推進している。この戦略に基づき、食料・農業・農村基本計画において具体的な K P I 目標を設定し、2030 年までに J-クレジットの認証量を 60 万 t に拡大することを目指している。

J-クレジット制度は、温室効果ガスの削減や吸収量を J-クレジットとして認証し、企業や自治体が購入できる仕組みであり、国（経済産業省、環境省、農林水産省）が制度整備とルール策定を行い、審査業務を事務局が運営している。

農業現場における取り組み、例えばバイオ炭の施用による炭素貯留などがクレジット化され、企業が価値を認めて購入することで農業者に収益が還元される。

企業や自治体は、温室効果ガス削減目標の達成や報告義務がある場合が多く、こうした背景から温室効果ガス削減や吸収量増加に寄与する取組に価値を見出し、クレジットの購入が増加している。

農業分野では 6 つの方法論があり、その 1 つが「バイオ炭の農地施用」である。制度には、個人が取り組む通常型と、多くの関係者を取りまとめるプログラム型がある。現在、バイオ炭の農地施用に関するプログラム型では 11 の取りまとめ役が存在する。農業分野全体のクレジット認証量は 22 万 t であり、そのうちバイオ炭は 1,500 t である。最も認証量が多いのは中干延長による 18 万 t である。

〇 J-クレジットの取引動向（9～10 ページ）

J-クレジットは、価格が非公開の相対取引が主流であるが、東京証券取引所のカーボンクレジット市場でも取引が行われている。省エネ分野のカーボンクレジット価格は、当初 2,000 円/t- CO_2 程度であったが、現在は約 4,500 円まで上昇している。この背景には、2025 年 5 月に成立した改正 G X 推進法がある。同法により、2026 年から年間 10 万 t 以上の温室効果ガスを排出する事業者には排出量取引制度への参加が義務化されるため、国内全体の排出量の約 60% が制度対象となる見込みである。改正 G X 推進法の施行に伴い、事業者にとって J-クレジットの購入は重要な対応策となり、市場は今後さらに活発化すると予想される。

〇「バイオ炭の農地施用」について（11～14 ページ）

バイオ炭による炭素貯留量は、制度上定められた算定方法に基づき、原料や製造方法に応じた係数で算出される。例えば、もみ殻由来のバイオ炭を 50kg/10 a 施用し、クレジットを 40,000 円で販売した場合、約 2,320 円/10 a の収益となる（手数料等は除く）。

〇活用可能な国の主な支援策について（15～22 ページ）**1 みえるらべる**

J-クレジット制度に参加した水田で栽培した米は、環境価値がクレジット販売を通じて購入者に移転されるため、生産者が「温室効果ガス削減米」等と米の販売時に主張することはできない。ただし、農林水産省が推進する等級ラベル表示「みえるらべる」による環境負荷低減の「見える化」と J-クレジット制度への参加は両立可能。なお、等級ラベル表示と J-クレジット制度への参加を両方行う場合には、等級ラベル表示を行う製品パッケージや店頭 P O P 等で、当該表示と併せて、J-クレジット制度のどのプロジェクトに参加しているか特定できるように記載する必要がある。

2 みどり認定

みどり認定は、生産者の環境負荷低減計画を都道府県知事が認定し、認定計画に基づく取組を支援する制度であり、バイオ炭施用も対象となる。

3 環境直接支払交付金

環境直接支払交付金は、バイオ炭施用の場合、5,000円/10 a の交付金が支払われる。令和 9 年度以降は、交付要件として、「みどり認定」の取得が必要となる。

4 その他

その他支援事業には、産地生産基盤パワーアップ事業、グリーンな栽培体系加速化事業、強い農業づくり総合支援交付金があり、産地規模でのバイオ炭製造施設整備や栽培実証に対する経費補助を行う。個人ではなく、地域単位での活用が想定されるため、対象地域では積極的に検討することが望ましい。

○バイオ炭製造時の注意点（23～24ページ）

1 廃棄物処理法

地域のバイオマスを活用してバイオ炭を製造する場合、廃棄物処理法の適用を受ける可能性がある。適用対象となるか否かは、原料が廃棄物に該当するか、製造工程が熱分解に当たるか等を踏まえ、自治体が個別に判断する。そのため、事前に自治体と十分に協議して取り組むことが重要である。

2 肥料取締法

バイオ炭は利用目的により肥料法の適用を受ける場合がある。無償譲渡であっても肥料法の対象となる場合があるため、注意が必要である。

○質疑応答

問：審査機関が一社しかないが、今後増える予定はあるか。

答：審査機関となるには I S O 認証取得等の資格要件が必要である。審査機関を増やすための施策は整備されているものの、現時点で直ちに増加する見込みはない。

問：産地規模でのカーボンクレジット創出に向け、農業者・企業・自治体の連携をどう進めるか。

答：農政局は産地規模での取組拡大を推進するため、勉強会等で J-クレジット制度の知名度向上に取り組んでいる。

事例として、(株)日本旅行のサステナブルツーリズムを紹介する。これは J-クレジットと旅行を組み合わせ、環境負荷の小さい移動手段、地産地消、環境配慮型宿泊施設の利用を行い、「水稻栽培における中干し期間の延長」について理解を深める内容である。また、旅行で利用した公共交通機関の CO₂ 排出量を算定し、オフセット証明書を提供、地域消費につなげる仕組みである。農業分野にとどまらず観光分野とも連携可能であることを示す事例である。

問：竹炭のバイオ炭の可能性如何。

答：千葉県北総地域では放置竹林の竹をバイオ炭化し農地に施用、農業に活用している。生産農産物は宅配され、野菜残渣は堆肥として産地に戻す循環型モデルを構築しており、里山管理、防災、農業生産、流通・加工、消費までをつなぐ有効な取組である。

問：学生でも J-クレジット制度に参加できるか。

答：島根県立大学は大田市の竹林で竹炭約 500kg を製造し、農地に施用してクレジット化し、島根トヨペットに寄付した事例がある。教育機関も地域と連携し、多様な取組事例の創出が可能である。

○アンケート時にいただいた質問に対する回答

問：J-クレジット制度により CO₂ 排出量を取引することになるが、CO₂ 削減につながらないのではないか。

答：J-クレジット制度は、CO₂ の排出量を取引する制度ではなく、方法論に基づく活動による CO₂ 削減量を価値ある商品（クレジット）として取引する制度であることから、CO₂ 削減につながるもの。なお、クレジット購入者はクレジット創出者の CO₂ 等温室効果ガスの排出削減・吸収活動を資金面で支援することが出来るため、当該制度を通じて温室効果ガスの排出削減・吸収活動が一層推進されると考えられる。

問：土中微生物の有機物の分解を抑制することで CO₂ の発生を抑えることが目的の有機物の炭化（バイオ炭）と思われるのに、バイオ炭に有機物や微生物を組み合わせ利用し、J-クレジットを発行している意味が分からない。

答：バイオ炭は、もみ殻等の未利用バイオマスを炭化することで、微生物の活動により分解されにくくなり CO₂ が大気中に放出されにくくなるため、炭素貯留（CO₂ 固定）効果が認められている。J-クレジット制度の方法論となっているバイオ炭の農地施用の目的は、農地に施用することで土中に炭素貯留することであり、土中微生物の有機物の分解を抑制することではない。

バイオ炭を、堆肥の発酵促進剤や、微生物を付与して高機能バイオ炭として活用することは、農業者の担い手不足等の課題もある中で、生産力向上と持続可能を両立した農業を進めるためにも必要な取組として考えている。

問：他の自治体や事業者の取組内容を教えて欲しい。

答：自治体の取組としては、新潟市が令和 6 年 11 月に「水稻栽培における中干し期間の延長」のプログラム型プロジェクト運営・管理者となっている。新潟市の温室効果ガス削減に向けた政策の一環として、新潟市 J ークレジット普及推進協議会を設立し、新潟市の農業者と取組を進めている。

プログラム型プロジェクトについては、J ークレジット制度事務局のホームページに掲載しているプロジェクト計画を参照いただきたい。

（参考）例：水稻栽培における中干し期間の延長

<https://japancredit.go.jp/project/index.php#result>

問：「水稻栽培の中干し期間の延長」の取組を考えているが、気候の問題もあり、収穫量減少のリスクについてエビデンスをもって農家に対し説明していきたいが、中国四国地域でのエビデンスがないか。

答：（独）農業環境技術研究所（現：農研機構）の「水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアル」によると、全国 8 県 9 地点で水稻栽培の中干し期間を慣行より一週間程度延長する実証試験を実施したところ、平均で 3 % 程度の減収が確認されている。一方で、中干し期間の延長によって慣行より登熟歩合が向上し、タンパク含量の低下が認められるなど、収穫したコメの品質の向上も報告されている。

なお、中四国地域では、岡山県庁新見農業普及指導センターが取りまとめた実証によると、中干し期間の延長により収量はやや減少したものの、倒伏程度は軽くなったとの結果が示されており、取り組む際の注意点として、7 日間程度の延長は影響が小さいと思われるが、天候や排水性等の土壌条件に左右されるため、土壌の状況を見て期間を決定する必要があると纏められている。

（参考）

- 1 水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアル

https://www.naro.affrc.go.jp/archive/niaes/techdoc/methane_manual.pdf

- 2 岡山県 令和 5 年度グリーンな栽培体系への転換サポートの取組の紹介

<https://www.pref.okayama.jp/page/907757.html>

問：農業分野の J ークレジットは、CDP、SBT、RE100での報告で利用ができないが、今後利用できる見通しはあるのか。

答：CDP、SBT、RE100の報告はその制度の目的等により活用可能なクレジットが定められている。そのため、現時点において活用可能なクレジットの拡大は検討されていない。

（参考）J ークレジット制度事務局の解説

https://japancredit.go.jp/case/cdp_sbt_re100/